生活環境関係事業について

生活環境関係事業について、次のとおり提案する。

平成16年12月22日提出

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会 会 長 中 村 功 一

記

生活環境事業については、別紙のとおりとする。

					110.1
協定項目番号	15 - 2	協定項目名	生活環境関係	事業	
調整方針	生活環境及び交通政策関係事業についただし、別に調整が必要な事項につい	りいては、東近江市の制 いては、各項目で定める	度及び方針に統− とおりとする。	ーする。	
	1 市 2	町の	現 況		
項目	東近江市 (現況及び方針)	能登川	田丁	蒲生町	 -
1.生活環境事業					
環境政策					
環境基本条例	環境施策については、持続可能な社会の実 現のため東近江市発足後すみやかに環境基本 条例を制定する。また、条例に基づき良好な環 境の保全と創造を図るための諸施策を総合的、 計画的に推進する。	該当なし		該当なし	
環境基本計画	環境基本計画は、東近江市において策定する。	該当なし		該当なし	
新エネルギー施策	地域新エネルギービジョンは、東近江市の環境基本計画に掲げる理念に基づき、東近江市において策定する。	該当なし		該当なし	
ごみ処理、リサイクル推進					
	ごみ処理については、資源循環型社会の構築をめざし、これまでの地域の取り組みを生かしながら市民、事業者、市の協働により、積極的にごみの減量化、資源化を推進する。また、ごみの収集区域及び体制は、現行のとおり東近江市に引き継ぐこととし、収集日・収集品目等については、合併後2年以内を目途に調整する。				

協定項目番号	15 - 2		協定項目名	生活環境関係	事業	
	1 市	2	町の	現 況		
項 目 ごみ処理施設	東近江市 (現況及び方針 ごみの処理は、現行のとおり旧市		能登川	町	蒲生町	
	している組合で処理する。 可燃ごみの処理 中部清掃組合 湖東広域衛生管理組合 不燃ごみの処理 中部清掃組合 愛知郡広域行政組合		可燃ごみの処理 中部清掃組合 不燃ごみの処理 中部清掃組合		可燃ごみの処理 同左 不燃ごみの処理 同左	
ごみの収集回数	可燃ごみの収集回数は、平成17: 2回とする。 不燃ごみ(ガレキ含む)の収集回数 とおりとする。					
	可燃ごみ : 週2回 不燃ごみ : 月1回 ガレキ : 年6回 (旧愛東町、	旧湖東町)	可燃ごみ : 週2回 不燃ごみ : 月1回		可燃ごみ : 週2回 不燃ごみ : 月1回	
粗大ごみ回収	粗大ごみの処理については、現行する。 金属性粗大ごみについては、合併のとおりとし、合併後2年以内に調整 粗大ごみを個人で搬入できない人は、合併時に旧八日市市の特別有料により実施する。	時は現行 する。 に対して				
	・粗大ごみ 旧八日市市、旧永源寺町、旧五6 通常個人が中部清掃組合能登川 ターへ直接持ち込み。 旧愛東町、旧湖東町は、一斉回り で年1~2回実施。	清掃セン	・粗大ごみ 通常個人が中部清掃 ターへ直接持ち込み。	組合能登川清掃セン	・粗大ごみ 通常個人が中部清掃組合能登川清掃セン ターへ直接持ち込み。	
	・金属製粗大ごみ 旧八日市市は、地区自治連合会施(補助金交付) 旧永源寺町、旧五個荘町は、一 点回収)を年3回実施 旧愛東町は、一斉回収を各集落	等回収(拠	·金属製粗大ごみ 一斉回収(拠点回収)	を年1回実施	・金属製粗大ごみ 金属性粗大ごみは、個人が町の一時保管施 設へ直接持ち込み。	
	・粗大ごみの特別有料収集 個人で直接搬入できない人に対 して、特別有料収集を実施。 ・処理手数料 粗大ごみ1点につき2,000 2点目以降は1,500円		・粗大ごみの特別有料収 該当なし	集	・粗大ごみの特別有料収集 個人で直接搬入できない人に対する対応として、特別有料収集を実施。年3回 ・処理手数料 軽トラック・ワゴン車 1,000円 軽自動車・普通乗用 400円 タイヤ・ホイール 1本 100円 ホイール付タイヤ 1本 400円	

協定項目番号	15 - 2	協定項目名	生活環境関係	系事業	
	1 市 2	町の	現 況		
項目	東近江市 (現況及び方針)	能登川	囲丁	蒲生町	
有料ごみ回収	有料ごみ回収としては、バッテリー・消火器を 位置づけ、旧市町域単位で年1回実施する。 なお、タイヤ・パソコンの回収は行わない。	該当なし		該当なし	
資源回収、リサイクル推進体制	資源回収システムについては、先進モデルに あいとうリサイクルシステム及び旧五個荘町の 古紙回収を位置づけ、東近江市において拡大を 図る。				【説明】 愛東町の資源回収は、7品目11種類を一定ルールでって、指定回収日に各自治会の当番がステーショら町のストックヤードまで持ち込むもので、官民協働「あいとうリサイクルシステム」を実施している。
	缶・トレー・びん・ペットボトル・古紙・古布の回 収は、合併後2年以内に統一に向けて調整す る。				五個荘町の古紙回収における団体回収の日程は 体間にて事前に調整の後、ごみカレンダーに掲載し
	古紙の行政回収は、新聞・チラシ・雑誌・段ボールの4品目とする。 なお、行政回収は団体回収活動の妨げにならないよう定期回収を行う。				への啓発と協力を求める。 行政回収日程も団体回収を優先に調整する。
	廃食油、牛乳パック、紙パックの回収については、未実施の旧永源寺町の廃食油と旧五個荘町の牛乳パック・紙パックを合併時までに回収を行い、合併後も引き継ぐものとする。回収方法等は、合併後2年以内に統一に向けて調整する。				
	·アルミ缶、スチール缶 旧永源寺町(アルミ缶のみ)、旧五個荘町、旧 湖東町、旧愛東町で実施、月1~2回ステー ション回収。	·アルミ缶、スチール缶 月1回ステーション回り	X	·アルミ缶、スチール缶 月 2 回(夏期週 1 回)長峰地区は週 1 回ステーション回収 スチール缶該当なし	
	・トレー 旧愛東町は、ステーション回収で月1回実 施。	・トレー 該当なし		·トレー 該当なし	
	・びん ステーション回収、月1回実施 ・ペットボトル ステーション回収、月1~2回実施	・びん ステーション回収、月 ² ・ペットボトル ステーション回収、月		・びん ステーション回収、月2回実施 ・ペットボトル ステーション回収、月2回(長峰週1回)実施。	
	・古紙 (行政回収) 旧八日市市、旧永源寺町、旧五個荘町、旧 湖東町で実施、品目別ステーション回収。 (集団回収)	・古紙 (行政回収) 品目別・ステーション[(集団回収)	回収、月1回実施	・古紙 (行政回収) 品目別・ステーション回収、品目別、月1回 実施 (集団回収)	
	実施団体に推進補助金を交付。 ・牛乳パック、紙パック 拠点及びステーション回収で実施。 ・廃乾電池	実施団体に推進補助 ・牛乳パック、紙パック 該当なし ・廃乾電池	金を交付。	・牛乳パック、紙パック 随時 拠点回収 ・廃乾電池	
	拠点回収、ステーション回収及び回収ボック スで実施。	拠点及びステーション	回収で実施。	ステーション回収、年3回実施	

						INO. 4
協定項目番号	15-2 協定項目名 生活環境関係]係事業			
	1 市	2	町の	現 況		
項目	東近江市 (現況及び方針)		能登川	囲丁	蒲生町	
2.交通政策事業						
地方バス路線事業						
	地方バス路線維持費補助事業は、現おりとする。	行のと				
	・地方バス路線 御園線(八日市駅 ~ 永源寺車庫) 神崎線(八日市駅 ~ 能登川駅) 日八線(近江八幡駅 ~ 日野町北畑口 角能線(能登川駅 ~ 愛東町市ヶ原 ついては、H17.4.1からコミュニティ 事業へ移行予定	 (京)に	・地方バス路線 神崎線(八日市駅〜f 角能線(能登川駅・ ついては、H17.4.1 事業へ移行予定	~ 愛東町市ヶ原)に	・地方バス路線 日八線(近江八幡駅~北畑口) 日八線(近江八幡駅~長峰集会所前)	
	(路線維持費補助対象路線) 神崎線、御園線、日八線		(路線維持費補助対 神崎線	象路線)	(路線維持費補助対象路線) 日八線	
コミュニティバス事業						
	コミュニティバス事業は、合併時は現行りとする。旧五個荘町及び旧湖東町のコティバスは、合併時に東近江市の市役所入れられるよう調整する。 路線、運賃及び乗車割引等について「後2年以内に新市コミュニティバス事業と整する。ただし、路線については公共交地域を原則とし、公共施設や医療機関等市民生活に密着した路線となるよう調整・名称	1ミュニ 所へ乗り は、合併 として調 通空白 等を結ぶ	該当なし		該当なし	【調整内容】 能登川町、蒲生町については、合併後2年以内にコミュニティバス事業として調整する。 日野町営路線バス(桜川線)に対する負担金は、当分の間現行のとおり支出する。
	「石材 『ちょこっとバス』 7路線 『永源寺町営バス』 3路線 『五個荘町循環バス』 3路線 『愛東循環線』 2路線 『湖東線』 2路線 計 17路線	泉 泉 泉	成当なり		ただし、日野町営路線バス(桜川線)に対し負担金を支出。	